

**南部学校給食センターPFI整備運営事業
事業者選定基準**

平成19年9月28日

大 垣 市

目 次

第1	総則	1
1	事業者選定基準の位置付け	1
2	審査の基本的な考え方	1
3	審査体制	1
4	審査方法	1
5	審査結果の公表	2
6	審査の流れ	2
第2	資格審査	3
1	資格審査の概要	3
2	資格審査の内容	3
第3	入札書類審査	4
1	入札書類審査の概要	4
2	入札書類審査の内容	4
3	提案内容の位置付け	5
4	総合評価	5
5	落札者の決定及び公表	6

第1 総則

1 事業者選定基準の位置付け

この「南部学校給食センターPFI整備運営事業 事業者選定基準」（以下「事業者選定基準」という。）は、大垣市（以下「市」という。）が、南部学校給食センターPFI整備運営事業（以下「本事業」という。）を民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（PFI法）に基づき実施する事業者の選定にあたり、本事業の入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）に交付する入札説明書の一部をなすものである。

事業者選定基準は、総合評価一般競争入札方式により事業者を選定するための基準として示すものである。

2 審査の基本的な考え方

本事業を実施する事業者には、本事業の設計、建設、維持管理及び運営の各業務（以下「本業務」という。）を通じて、効率的、安定的かつ継続的なサービスの提供を求めるものであり、入札参加者の幅広い事業能力を総合的に評価することが必要である。したがって、事業者の選定にあたっては、入札参加者が入札公告に規定する事業参画に足る資格を有しており、かつ、入札参加者の提案内容が、施設整備、維持管理及び運営業務に関して、入札公告及び業務要求水準書に規定する要件（以下「要求水準」という。）を満足することを前提として、提案価格、施設計画及び維持管理・運営計画の提案内容、資金計画及びリスク分担を含む事業計画について妥当性及び確実性を総合的に評価する。

3 審査体制

事業者の選定については、学識経験者等から構成する大垣市南部学校給食センターPFI事業審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置して行う。

審査委員は、次のとおりである。

委員長：森本 博昭（岐阜大学工学部社会基盤工学科 教授）

委員長代理：安間 匡明（国際協力銀行開発金融研究所 副所長）

委員：鶴田 佳子（岐阜工業高等専門学校建築学科 准教授）

委員：土屋 ひろ子（岐阜女子大学家政学部健康栄養学科 講師）

委員：高野 紀子（保護者代表）

委員：伊藤 義彦（大垣市副市長）

4 審査方法

審査の方法は、事業者選定基準に基づいて提案書の審査を行い、その審査結果を踏まえ、市が落札者を決定する。審査は、二段階に分けて実施するものとし、入札参加者の資格、実績を評価する「資格審査」と、資格審査を通過した入札参加者の提案内容等を審査する「入札書類審査」を実施する。

なお、資格審査における審査は、入札書類審査に参加できる有資格者を選定するための

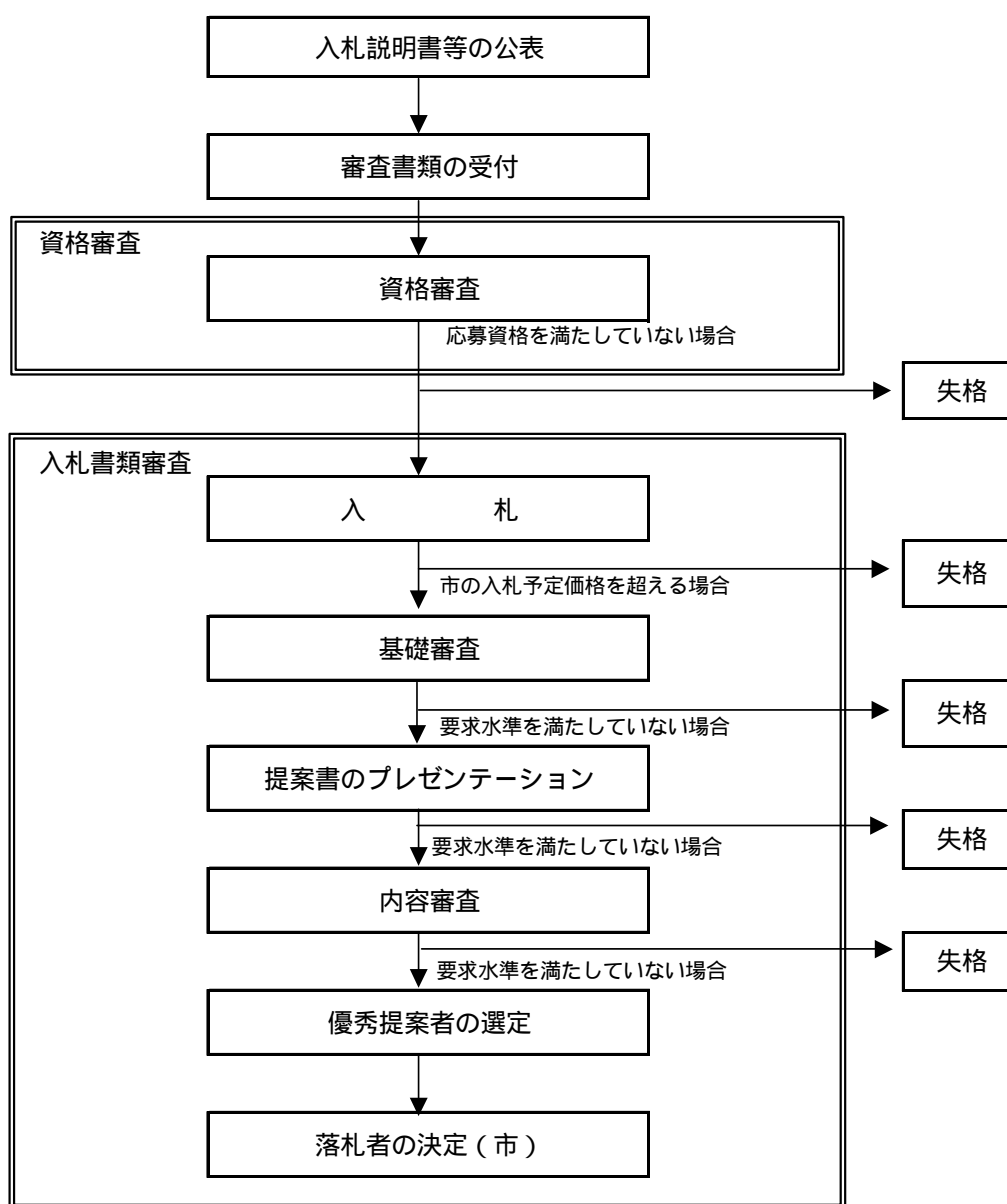
ものであり、入札書類審査には資格審査の結果は影響しない。

5 審査結果の公表

資格審査の結果は、各入札参加者に個別に通知する。入札書類審査の結果については各入札参加者に個別に通知するほか、結果の概要、審査講評を大垣市ホームページ上において公表する。

6 審査の流れ

審査の流れは、次のとおりである。



第2 資格審査

1 資格審査の概要

資格審査では、入札参加者が、本業務の遂行に必要な資格要件及び必要な能力があると認められるに値する実績を有しているかどうかを確認する。

2 資格審査の内容

・資格審査

市は、入札参加者が提出した資格審査書類をもとに、入札公告に示す入札参加者の参加資格要件の具備を確認し、参加資格が確認できない場合は失格とする。

参加資格要件の確認内容及び確認方法は、表1に示すとおりとする。

第3 入札書類審査

1 入札書類審査の概要

入札書類審査では、提案価格、基礎審査、提案内容の的確性等を総合的に評価し、優秀提案者を選定する。なお、入札書類審査においては、資格審査結果については考慮しない。市は、審査委員会の報告を受けて、落札者を決定する。

2 入札書類審査の内容

(1) 提案価格の確認

市は、本業務を実施するにあたり市が設定する入札予定価格に対し、入札参加者の入札価格がその入札予定価格を超えていないことを様式12-3「入札書」により確認する。入札価格がその入札予定価格を超えている場合には失格とする。

(2) 基礎審査

審査委員会は、入札参加者から提出された審査書類の各様式に記載された内容が、要求水準を全て満たしているか否かを審査する。要求水準を全て満たしていることが認められた入札参加者は適格とし、要求水準を一つでも満たしていない場合は失格とする。

(3) 内容審査

審査委員会は、基礎審査において適格とした入札参加者の審査書類について内容審査を行う。

内容審査は、要求水準を満たすための方法のみを確認するものではなく、入札参加者による要求水準以上の優れた提案内容に対して、その提案内容が斬新で柔軟な発想によるものか、サービスの向上効果がより期待されるものか等を専門的見地から審査し、提案の質的評価を得点化するために行う。

内容審査の審査項目、評価の視点及び配点は表2-1から表2-4に示すとおりとする。内容審査では、下表に示す5段階により評価し、採点基準に基づき得点を算定する。

表 内容審査の採点方法

評価	評価内容	採点基準
5	特に優れている	配点×1.00
4	5と3の中間程度	配点×0.75
3	優れている	配点×0.50
2	3と1の中間程度	配点×0.25
1	要求水準は満たしているが、特に優れた提案はない	配点×0

3 提案内容の位置付け

本事業に関する入札時点での提案内容については、一定程度抽象的な内容であることから、事業契約締結後、提案内容に基づいて事業者が遵守すべき各本業務の具体的な内容が決定されることを予定している。なお、各本業務の具体的な内容の決定にあたっては、要求水準を満足することを前提としている。

なお、審査委員会において提案内容に対して意見が出された場合で、かつ、事業契約締結の段階で、かかる意見を踏まえて提案内容を改善することが必要不可欠であるということが市及び事業者との間で合意された場合には、かかる合意事項を事業者が遵守すべき各本業務の具体的な内容とするものとする。

4 総合評価

(1) 総合評価の手順

審査委員会は、提案内容及び価格に関する審査をそれぞれ行い、それらを総合評価することにより総合評価値を算出し、総合評価値の最も高い提案を行った入札者を優秀提案者に選定する。

総合評価値の算出に当たっては、前掲した提案書等に記載された内容に対する評価の得点(満点600点：(事業計画140点、施設整備250点、維持管理70点、運営140点))と提案価格を以下の計算式で得点化した評価値(満点400点)との加算を行い、合計値である総合評価値(総合点：満点1,000点)に基づいて入札参加者の順位付けを行うものとする。

(2) 総合評価値の計算式

総合評価値 = (提案内容評価の得点) + (提案価格の得点化)
(満点1,000点) (満点600点) (満点400点)

(提案内容評価の得点)とは、加点項目の得点(600点満点)の合計とする。

(提案価格の得点化)に関する方法は、次のとおりとする。

- ・提案価格は得点化によって評価値としての算出を行う。
- ・提案価格を現在価値化した金額により算定し、最も低い価格を提示した入札参加者の評価値を400点満点とする。
- ・その他の提案価格は、以下の算定式に示すように、最低価格に対する割合にて、提案価格を得点化する。

$$\text{提案価格の得点} = \left(\frac{\text{最低提案価格}}{\text{提示提案価格}} \right) \times 400 \text{点}$$

5 落札者の決定及び公表

市は、審査委員会の審査結果の報告を受けて落札者を決定し、公表する。また、事業者選定基準に基づく審査結果についても併せて公表する。

以 上

表1 資格審査の確認内容及び確認方法

	確認内容	確認方法
共通	入札参加者の構成員及び協力会社は、他の入札参加者に関する入札参加グループの構成員又はその協力会社としていないこと。	入札参加者から提出された様式2「入札参加者の構成員、協力会社及び役割分担表」により確認する。
	一次審査書類の提出時に代表企業名を明記し、必ず代表企業が入札参加手続きを行うこと。	入札参加者から提出された様式2「入札参加者の構成員、協力会社及び役割分担表」及び様式3「委任状」により確認する。
各企業共通	地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項各号に規定された者でないこと。	入札参加者から提出された様式4「一次審査資料提出確認書」及び添付書類により確認する。
	会社更生法（平成14年法律第154号）又は旧会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づき更生手続開始の申立をなし又は申立がなされている者でないこと。 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立をなし又は申立がなされている者でないこと。 旧商法（明治32年法律第48号）第381条に基づき会社整理の開始の申立がなされ又は会社整理の開始が命ぜられている者でないこと。 旧破産法（大正11年法律第71号）第132条又は第133条に基づき破産の申立をなし又は申立がなされている者でないこと。 破産法（平成16年法律第75号）第18条に基づき破産手続開始の申立をなし又は申立がなされている者でないこと。 旧商法（明治32年法律第48号）第431条又は会社法（平成17年法律第86号）第511条に基づき特別清算開始の申立をなし又は申立がなされている者でないこと。	入札参加者各社から提出された様式4「一次審査資料提出確認書」により確認する。
	資格審査書類受付締切日から入札書プレゼンテーション開催日前日時までのいずれかの日において、市から指名停止措置を受けた者でないこと。	市の資料により確認する。
	最近1年間の法人税、事業税、消費税又は地方税を滞納していないこと。	入札参加者から提出された様式4「一次審査資料提出確認書」及び下記添付書類により確認する。 添付書類 ・法人税納税証明書 ・消費税納税証明書
	市が本事業についてアドバイザー業務を委託している者及びかかる者と当該アドバイザー業務において提携関係にある者でないこと、又はこれらの者と資本面若しくは人事面において関連がある者でないこと。	入札参加者から提出された様式2「入札参加者の構成員、協力企業及び役割分担表」により確認する。
	いずれかの入札参加者の構成員が他の入札参加者の構成員と以下に記載する資本関係若しくは人事関係画ある場合には、当該入札参加者の構成員は、当該入札参加者の代表企業として参画することはできない。	
	審査委員会の委員が属する組織、企業又はその組織、企業と資本関係面若しくは人的関係の人事面において関連がある者でないこと。	

	確認内容	確認方法
設計企業	市の平成19年度入札参加有資格者名簿に登録されていること。	入札参加有資格者名簿により確認する。
	建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。	入札参加者から提出された様式5「入札資格要件確認書（設計企業）」及び下記添付書類により確認する。 添付書類 ・一級建築士事務所登録を証明する書類
	H A C C P対応施設に対する相当の知識を有していること。	入札参加者から提出された様式5「入札資格要件確認書（設計企業）」及び下記添付書類により確認する。 添付書類 ・確認書に記載した業務実績を証明する契約書の鑑等の写し
工事監理企業	市の平成19年度入札参加有資格者名簿に登録されていること。	入札参加有資格者名簿により確認する。
	建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。	入札参加者から提出された様式6「入札資格要件確認書（設計企業）」及び下記添付書類により確認する。 添付書類 ・一級建築士事務所登録を証明する書類
	平成13年4月以降に延床面積3,000㎡以上の公共施設の工事監理実績を有すること。	入札参加者から提出された様式6「入札参加資格要件確認書（工事監理企業）」及び下記添付書類により確認する。 添付書類 ・確認書に記載した業務実績を証明する契約書の鑑等の写し
建設企業	市の平成19年度入札参加有資格者名簿に登録されていること。	入札参加有資格者名簿により確認する。
	建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定に基づき、建築一式工事につき特定建設業の許可を受けていること。	入札参加者から提出された様式7「入札資格要件確認書（建設企業）」及び下記添付書類により確認する。 添付書類 ・特定建設業許可を証明する書類
	市の建築工事等入札参加者の資格において、総合評定値P点1,000点以上であること。	入札参加者から提出された様式7「入札資格要件確認書（建設企業）」及び下記添付書類により確認する。 添付書類 ・岐阜県の経営規模等評価結果通知書 総合評定結果（最新版かつ有効期限内）
維持管理企業	市の平成19年度入札参加有資格者名簿に登録されていること。	入札参加有資格者名簿により確認する。
運営企業	市の平成19年度入札参加有資格者名簿に登録されていること。	入札参加有資格者名簿により確認する。
	貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第3条の規定に基づく一般貨物自動車運送事業の許可を国土交通大臣から受けていること。	入札参加者から提出された様式9「入札資格要件確認書（運営企業）」及び下記添付書類により確認する。 添付書類 ・一般貨物自動車運送事業の許可書の写し

表 2 - 1 事業計画に関する加点項目及び評価基準

評価分類	NO	加点項目	評価基準	配点	
事業計画	事業実施方法	事	事業実施体制と特徴	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業の要求水準に対応し、事業期間を通じて事業継続性を確保できる事業者の事業実施体制の考え方が提示されているか。 ・本事業の実施体制、各構成員、各協力企業等の役割、情報や意思の伝達・疎通、その他の機能が、具体的に記載されかつ実現性の高い提案となっているか。 	20
		事	代表企業の役割と業務遂行方法	<ul style="list-style-type: none"> ・代表企業は、優れた財務基盤を有しているか。 ・代表企業としての業務の実績と経験を踏まえた、事業期間全体にわたる具体的なリスク対応策と業務遂行方法が記載されているか。 	50
		事	各構成員及び各協力企業の役割と業務遂行方法（代表企業以外）	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業の実施や役割に応じた適切な出資構成になっているか。 ・各構成員及び各協力企業は、優れた財務基盤を有しているか。 ・各構成員及び各協力企業の業務の実績と経験を踏まえた、事業期間全体にわたる具体的なリスクにかかる事由及びそれに対する具体的な対応策と業務遂行方法が記載されているか。 	40
	資金計画	事	資金計画の確実性	<ul style="list-style-type: none"> ・資金調達や返済の確実性に関して、具体的かつ根拠の明確な方法が提案されているか。 ・事業収支計画や資金調達に関して、優れた提案がなされているか。 ・金融機関からは、提案書として提出した事業収支計画をもとに所要の審査を終え、資金提供の確証を得ているか。 	30
加点項目配点合計（事業計画）				110	
				30	
加点項目配点合計（事業計画）				140	

表 2 - 2 施設整備に関する加点項目及び評価基準

施設整備の基本方針	評価分類	NO	加点項目	評価基準	配点	
1. 安全で衛生的な学校給食の提供	1 - 1 安全で衛生的な施設	施	安全な施設	<ul style="list-style-type: none"> ・施設配置にあたり、各施設の機能、施設相互の関連について、どのような配慮がされているか。 ・耐震性、耐火・防火性等の安全性への配慮について、どのような提案がされているか。 ・災害等緊急時の機能維持性に関してどのような提案がされているか。 ・上記の他、「効率的な機能配置」に関して、どのような提案がされているか。 	10	35
		施	衛生的な施設	<ul style="list-style-type: none"> ・室内の温湿度管理に関して、どのような提案がされているか。 ・H A C C P の概念を取り入れ、汚染区域と非汚染区域の区分等、調理作業時の衛生確保についてどのような提案がされているか。 ・上記の他、「衛生的な施設」に関して、どのような提案がされているか。 	15	
		施	動線計画に配慮した施設	<ul style="list-style-type: none"> ・施設内は、見学者等外来利用者の動線と、職員の動線についてどのような提案がされているか。 ・H A C C P の概念を取り入れ、調理員及び事務職員の動線計画や交差汚染等について、どのような提案がされているか。 ・上記の他、「敷地内の全体動線計画への配慮」に関してどのような提案がされているか。 	10	
	1 - 2 機能的で快適な施設	施	機能的な施設	<ul style="list-style-type: none"> ・車の出入口について、食材納入時・配送時・回収時において、どのような提案がされているか。 ・玄関、駐車場、駐輪場の位置等について、どのような提案がされているか。 ・上記の他、「優れた生活環境の確保」に関してどのような提案がされているか。 	10	10
	2. 快適な調理環境の実現	2 - 1 調理環境に配慮した施設	施	優れた調理環境の実現	<ul style="list-style-type: none"> ・本施設の下処理エリア、上処理エリア及び調理エリアの延床面積の合計は、1,600㎡(±10%程度)とした上で、どのような提案がされているか。 ・煮炊き調理室及び焼・揚物・蒸し物調理室は、湿度は80%以下、温度は25℃以下に保つよう努めるため、どのような提案がされているか。 ・各室の諸条件(照明、空調等)を鑑み、優れた調理環境の実現についてどのような提案がなされているか。 ・上記の他、「優れた調理環境の実現」に関して、どのような提案がされているか。 	45
3. 適温給食の確実な提供	3 - 1 適温給食の確実な提供が可能な施設	施	優れた調理設備の実現	<ul style="list-style-type: none"> ・調理済み食品が調理完了後2時間以内に喫食されることを配慮し、配送車へのコンテナの積み込み等の工程が安全かつ円滑に行われるようどのような設計上の配慮がされているか。 ・2時間以内の喫食が可能となるよう、どのような調理設備機器を調達する提案となっているか。(市の指定した台数以外の部分) ・上記の他、「優れた調理設備の実現」に関して、どのような提案がされているか。 	20	35
		施	優れた調理備品等の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・2時間以内の喫食が可能となるよう、どのような調理備品機器を調達する提案となっているか。(市の指定した台数以外の部分) ・上記の他、「優れた調理備品等の確保」に関して、どのような提案がされているか。 	15	

施設整備の基本方針	評価分類	NO	加点点目	評価基準	配点
4.食に関する開かれた教育の場の提供	4-1 教育の場としての施設	施	教育の場に配慮した施設づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・施設見学者の受入れ等、社会教育の場となる施設としてどのような提案がされているか。 ・上記の他、「教育の場に配慮した施設づくり」に関して、どのような提案がされているか。 	10
				10	
5.環境負荷の低減	5-1 地球環境に配慮した施設	施	環境負荷の低減性	<ul style="list-style-type: none"> ・エコマテリアル（人体への影響の少ない材料、環境負荷の少ない材料、及び資源循環に配慮した材料）の採用について、どのような配慮がされているか。 ・新設工事において、建設副産物の発生抑制や再資源化、排気ガスの削減等について、どのような配慮がされているか。 ・木材利用の促進（間伐材）について、どのような配慮がされているか。 ・残渣処理等業務において、残渣等の生ごみの減量・減容化及び再資源利用が図れるよう、どのような提案がされているか。 ・上記の他、「優れた環境負荷低減性」に関して、どのような提案がされているか。 	15
				10	
	5-2 周辺環境に適合した施設	施	長寿命化への配慮	<ul style="list-style-type: none"> ・合理的・経済的に更新できる設備・機材の選定や更新性（メンテナンス性）保全性に関してどのような提案がされているか。 ・上記の他、「長寿命化への配慮」に関して、どのような提案がされているか。 	10
				25	
5-2 周辺環境に適合した施設	施	地域と調和したデザイン	<ul style="list-style-type: none"> ・事業予定地の立地特性を考慮し、建物の配置及び高さ等本施設の利用者が自然環境を十分に享受できる為、どのような提案となっているか。 ・上記の他、「地域と調和したデザイン」に関して、どのような提案がされているか。 	10	
			10		
5-2 周辺環境に適合した施設	施	周辺住民の生活環境の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・緑化計画は、給食センターの特異性を考慮し、どのような提案がされているか。 ・樹種については立地条件や衛生管理に配慮され、どのような提案がされているか。 ・給食エリア内及び排水処理施設等から生じる臭気が周辺に拡散しないよう、どのような提案がされているか。 ・上記の他、「周辺住民の生活環境の確保」に関して、どのような提案がされているか。 	10	
			20		
6.ライフサイクルコストの低減	6-1 ランニングコストが低減された施設	施	省エネルギー・省資源に配慮された施設づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・省エネルギー化を図るため、窓の断熱性・日射遮蔽性、外壁・屋根・床の断熱性の向上等についてどのような提案がされているか。 ・自然採光等の活用についてどのような配慮がされているか。 ・空調設備は、室用途と維持管理性についてどのような設計上の配慮がされているか。 ・省エネルギー型や高効率型の設備機器の採用についてどのような配慮がされているか。 ・市のLCC縮減（調理員人数等）への寄与に関して、どのような提案がされているか。 ・上記の他、「省エネルギー・省資源に配慮された施設づくり」に関して、どのような提案がされているか。 	20
				10	
6-1 ランニングコストが低減された施設	施	施設の耐用性・保全性に配慮された施設づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・設備機器の選定、維持管理費及び修繕費の負担低減について、どのような配慮がされているか。 ・調理設備の更新に伴うレイアウト変更等について、どのような設計上の配慮がされているか。 ・上記の他、「施設の耐用性・保全性に配慮された施設づくり」に関して、どのような提案がされているか。 	10	
			30		

施設整備の基本方針	評価分類	NO	加点項目	評価基準	配点	
7. 地元経済の活性化		施	・地元経済活性化に寄与するため、どのような提案がなされているか。		20	20
8. 施工計画に関する性能		施	・工事期間中の安全性や工期の遵守について、具体的な提案が有効になされているか。		10	10
9. 施設整備におけるモニタリング		施	・施設整備段階において、市との連絡協議及び、自ら行う業績監視についての体制・手法について、具体的な提案が有効になされているか。 ・工事監理について、確実かつ具体的な提案がなされているか。		10	10
加点項目配点合計（施設整備）						250

表 2 - 3 維持管理に関する加点項目及び評価基準

維持管理の基本方針	評価分類	NO	加点項目	評価基準	配点
1. 質の高い維持管理	1 - 1 質の高い維持管理の実現の手法	維	質の高い維持管理を実現するための体制	<ul style="list-style-type: none"> ・基本的体制 質の高い維持管理サービスを継続的に提供し、より利用者の利便性を図るため、具体的かつ実現可能な提案がなされているか。 ・即応体制 即応体制による施設到達時間を、より短縮するために具体的にどのような工夫をしているか。 ・危機管理 構築した危機管理体制が円滑かつ確実に機能するために具体的にどのような工夫をしているか。 ・業務従事者の要件等 業務従事者の資質を上げるために、採用、教育等で具体的にどのような工夫をしているか。 ・上記の他、「質の高い維持管理を実現するための体制」に関してどのような提案がなされているのか。 	10
		維	維持管理の具体的手法	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の機能維持 A 市の行う給食業務に支障の無いような建築物・建築設備等の保守点検を行うため、具体的かつ有効な提案がなされているか。 B 調理器具の故障等による給食業務に対する支障を最小限にするため、具体的かつ有効な提案がなされているか。 C 水質管理を適切に行うために、具体的かつ有効な提案がなされているか。 D 給食の衛生性・安全性を確保するために、各業務で具体的かつ有効な提案がなされているか。 E HACCP対応マニュアル作成等の支援を効率よく行うための体制・仕組みについて、具体的かつ有効な提案がなされているか。 F 牛乳等保冷庫の管理を適切に行うために、具体的かつ有効な提案がなされているか。 G 上記の他、「維持管理の具体的手法」に関してどのような提案がなされているか。 	25
		維	維持管理業務のモニタリング	<ul style="list-style-type: none"> ・維持管理面での自ら行う自己監視を徹底する体制、手法及び事業の継続に向けて、より適切で具体的かつ実現可能なモニタリング手法が提案されているか。 	5
2. LCCの低減	2 - 1 事業期間中の維持管理コスト縮減	維	事業期間中のコスト縮減のための運用上の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・光熱水費の縮減に対する支援 市が光熱水費を縮減させるための支援内容として具体的にどのような工夫をしているか。 ・上記の他、「事業期間中のコスト縮減のための運用上の支援」に関してどのような提案がなされているか。 	10
		維	日常修繕業務	<ul style="list-style-type: none"> ・本施設について、事業期間中、施設の耐用期間を適切に設定した上で、その期間における建物及び設備機器更新を含めた効率的な修繕業務について、具体的かつ有効な提案がなされているか。 	8
		維	修繕計画の立案	<ul style="list-style-type: none"> ・本施設について、事業期間中及び事業期間終了後、施設の耐用期間を適切に設定した上で、その期間における建物及び設備機器更新を含めた効率的な修繕のあり方について、具体的かつ有効な提案がなされているか。 	2
3. 開設準備補助作業		維	<ul style="list-style-type: none"> ・開設までの補助業務について確実性が高く、具体的な提案がなされているか。 	10	
加点項目配点合計（維持管理）					70

表 2 - 4 運営に関する加点項目及び評価基準

運営の基本方針	評価分類	NO	加点項目	評価基準	配点
1. 質の高い運営	1 - 1 質の高い運営計画の実現の手法	運	質の高い運営を実現するための体制	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基本的体制 常時連絡可能な体制で、より利用者の利便性を図るための具体的かつ実現可能な提案がなされているか。 ・ 非常時対応 非常時の場合の対応について具体的にどのような工夫をしているか。 ・ 危機管理 構築した危機管理体制が円滑かつ確実に機能するために具体的にどのような工夫をしているか。 ・ 業務従事者の教育・訓練 業務従事者の資質を上げるために、採用、教育等で具体的にどのような工夫をしているか。 ・ 上記の他、「質の高い運営を実現するための体制」に関してどのような提案がされているか。 	40
		運	運営業務の具体的な手法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 質の高い運営業務を継続的に提供するため、具体的かつ実現可能な提案がなされているか。 ・ 給食提供のための衛生の確保と配送・回収計画が円滑に図られるために具体的かつ実現可能な提案が有効になされているか。 ・ 各学校へ要求水準書に即した指定時間内に配送し、調理後2時間以内に喫食できる配送・回収計画について、具体的かつ実現可能な提案がなされているか。 ・ 上記の他、「運営業務の具体的な手法」に関してどのような提案がされているか。 	70
		運	配送車についての具体的な提案	<ul style="list-style-type: none"> ・ 配送車は環境に配慮された新車が調達され、指定時間内に配達可能な台数が提案されているか。 ・ 配送車の維持管理業務について、具体的かつ実現可能な提案がなされているか。 ・ 上記の他、配送車についての具体的な提案がされているか。 	20
	1 - 2 運営のモニタリング	運	運営業務のモニタリングの具体的な手法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 運営面での自ら行う自己監視を徹底する体制、手法が具体的に提案されており、事業の継続に向けてより適切で具体的かつ実現可能な提案がなされているか。 	10
加点項目配点合計（運営）					140